

答申第 783 号

諮問第 1305 号

件名：県立学校より入手した文書のうち PTA に関する文書等の不開示（不存在）
決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 24 年 5 月 11 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が同月 25 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、開示請求に係る行政文書を作成又は取得しているというものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、教育委員会学習教育部高等学校教育課（以下「高等学校教育課」という。）が管理する文書のうち、愛知県立高等学校（以下「高等学校」という。）から入手した PTA に関する平成 23 年度の文書、平成 21 年度から平成 24 年度までの PTA 役員名簿及び平成 22 年度から平成 24 年度までの PTA 会則であると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

PTA は、保護者と学校の連携により青少年の健全育成を図るための社会教育団体であり、社会教育や家庭教育の充実を目指した活動をしている。その実現のために、各高等学校長は、各高等学校の PTA 会長から、PTA 会計、PTA 特別会計等の収入及び支出に関する一切の業務（以下「PTA に関する業務」という。）を委任されていることから、各高等学校においては、PTA に関す

る業務を円滑に実施するため、会則、名簿等を作成している。

仮に、高等学校教育課が各高等学校に対し、PTAの総会や各委員会の開催、外部団体と連携して行う青少年の健全育成に資する情報収集等のPTAに関する業務について具体的な指示を行っているとするれば、各高等学校が行っているPTAに関する業務について高等学校教育課が把握する必要性が生じることも考えられる。

しかし、高等学校長は、校務をつかさどる（学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第4項及び第62条）こととされており、PTAに関する業務は、高等学校長が委任されていることから、各高等学校が教育事業を遂行するに当たり必要とされる仕事である。よって、PTAに関する業務は高等学校長がつかさどる校務であることから、高等学校によって相当程度、自律的に行われることが予定されている。

一方、高等学校教育課の所管する事務については、愛知県教育委員会事務局組織規則（昭和39年愛知県教育委員会規則第9号）第6条第5項において、高等学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること、高等学校の教育職員の研修に関すること、高等学校の教科用図書その他の教材の取扱いに関する事など、高等学校の教育活動に関することが規定されているが、PTAに関することは含まれていない。

よって、高等学校教育課は、各高等学校が行っているPTAに関する業務について把握する必要性はなく、高等学校教育課が各高等学校にPTAに関する文書等を求めることはない。

念のため、高等学校教育課において本件請求対象文書を探索したが、やはり存在しなかった。

以上のことから、高等学校教育課は、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないため、不開示（不存在）決定をしたものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書の特定については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されており、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議

申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

したがって、当審査会においては、実施機関が行った文書の特定には、誤りがないものとして以下検討する。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関によると、PTA は、保護者と学校との連携により青少年の健全育成を図るための社会教育団体であって、各高等学校長は、各高等学校の PTA 会長から PTA に関する業務を委任されており、各高等学校においては、PTA 会則、PTA 役員名簿等を作成しているとのことである。

また、実施機関によると、高等学校長に委任されている PTA に関する業務は、各高等学校が教育事業を遂行するに当たり必要とされる仕事であり、学校教育法上、高等学校長がつかさどることとされている校務であることから、それぞれの高等学校において相当程度、自律的に行われることが予定されているとのことである。

イ 一方、実施機関によると、高等学校教育課の所管する事務については、愛知県教育委員会事務局組織規則第 6 条第 5 項において、高等学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること等が規定されているが、PTA に関することは規定されておらず、高等学校教育課は、各高等学校が行っている PTA に関する業務について把握する必要はなく、各高等学校に PTA に関する文書等を求めることはないとのことである。

ウ PTA に関する業務が各高等学校長に委任されており、高等学校教育課が PTA に関する事務を所管していないことからすれば、PTA に関する業務が各高等学校において相当程度、自律的に行われることが予定されており、高等学校教育課は各高等学校が行っている PTA に関する業務について把握する必要がないため、PTA に関する文書等を求めることがないという実施機関の説明は不自然、不合理ではない。

よって、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

高等学校教育課に対する開示請求

- ・ 県立学校より入手した文書のうち PTA に関する文書 H23 年度
- ・ PTA の役員名簿 H21 年度－H24 年度
- ・ PTA 会則 H22 年度 H23 年度 H24 年度

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26. 7. 30	諮問
26. 9. 2	実施機関から不開示理由説明書を受理
26. 9. 8	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 9. 1 (第466回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 1. 22 (第479回審査会)	審議
28. 5. 10 (第487回審査会)	審議
28. 7. 15	答申